

# 競争入札参加資格登録を希望される業者の方へ (随意契約、物品の調達を含む。) 留萌市からのお知らせ

## ○ 雇用労働者(従業員)の賃金の扱いについて

各企業で雇用されている従業員の賃金及び労働時間等については、労働基準監督署より関係法令を遵守するよう要請がありますのでよろしくお願いいたします。特に最低賃金の履行の確保は行ってください。

## ○ 建退共制度等各種退職金制度の活用について

各企業で雇用されている従業員の退職金制度の活用については、日頃より周知要請しているところですが、今後につきましても、建退共制度をはじめ、各業種業態に則した制度の活用にご協力ください。

## ○ 各種税金、使用料等の適正な納入について

留萌市では、市税、市町村税又は都税、消費税及び地方消費税などの滞納がある場合、競争入札参加資格の登録ができませんので、適正な納入をお願いいたします。  
また、これ以外の税金、各種使用料等についても適正な納入にご協力ください。

### 現在、提出していただいている納税証明書

- ・留萌市より課税されている税（全税目）【滞納が無いことの証明】
- ・本店所在地の市町村税又は都税【滞納がないことの証明】
- ・消費税及び地方消費税【滞納が無いことの証明】

### 適正な納入及び協力をお願いするもの

#### 《税金》

- ・市道民税の特別徴収義務を有する事業所については、従業員の給与所得に係る特別徴収の実施
- ・固定資産税（償却資産税）の適正な申告

#### 《各種料金》

- ・土地使用料
- ・上下水道使用料、受益者負担金等
- ・市営住宅使用料等
- ・市立病院の医療費
- ・その他の料金等

納期内納入に協力  
各種料金の納入を徹底してほしい

### 注意事項

- (1) 納税証明書は、未納が無いものとなっておりますので、滞納がある場合には登録できません。
- (2) 納税証明以外で、適正な申告がなされていない場合、税金・使用料等が悪質な滞納と認められる場合は、登録や入札等に参加できないことがありますのでご注意願います。
- (3) 留萌市では、暴力団関係者と実質的な関与がある場合は、不誠実な行為として登録や入札等から排除される場合がありますのでご注意願います。

不明な点、ご相談は、42-1803 財務課契約係までご遠慮なくどうぞ。

# 市内建設業者の皆様へ

## 経営規模等評価結果通知書の取り扱いについて

地方公共団体の入札への参加を希望される方は、建設業法で定める経営規模等評価結果通知書(以下、「経審通知」)が必要となります。

入札の指名及び公告等の時点で経審通知の有効期限が切れている場合は、入札等への参加が認められませんので、経審通知の更新があった場合は速やかにコピーを提出して頂きますようお願いいたします。

なお、令和6年4月以降の入札等に参加される場合、審査基準日が令和4年9月30日以降である経審通知が必要となります。各社の経営規模等評価の申請時期等の関係もありますが、経審通知の有効期限が切れないように手続きを行なって下さい。

- 経営規模等評価結果通知書は審査基準日から1年7ヵ月以上経過したものは効力がありません
- 有効期間が切れている場合は、入札等に参加できません。
- 経営規模等評価結果通知書は、2年に1回の入札参加資格審査申請時期に提出していただきます。
- 経営規模等評価結果通知書が更新された場合は、速やかにコピーを提出してください。(最新版の提出)
- 直近の経営規模等評価結果通知書が未提出の方は、令和5・6年度競争入札参加資格申請期間中に必ず提出をお願いします。

※ 詳しくは留萌市ホームページをご覧ください。

### ☆ 下請け契約における標準見積書の活用について

下請け業者との契約のための見積の際は、「標準見積書」の積極的な活用をお願いします。

## (サンプル)標準見積書の作成例

国土交通省

御見積書(例)				
◇◇◇株式会社 殿				
住所 ×× ○○株式会社				
見積金額	L (消費税込)			
(内訳)				
項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇工事	材料費			A
	労務費(法定福利費を除く)			B
	経費			C
	小計			D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	利率	金額	
雇用保険料	B	1.050%	E=...B×p	
健康保険料(※1)	B	4.985%	F=...B×q	
介護保険料(※2)	B	0.405%	G=...B×r	
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	8.710%	H=...B×s	
	合計		I=...B×t	
※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合 ※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年度より)と仮定				
小計				J=D+I
消費税等				K=J×5%
合計				L=J+K

### 標準見積書作成手順

[基本的な法定福利費算出方法の場合]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

[算出手順例]

1. 労務費総額(B)を各会社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額(B)に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E, F, G, H)。※例は協会けんぽ東京支部の事例。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料率の2分の1)に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(52.3%、協会けんぽの場合)を乗じた比率とする

$$\text{介護保険料率の算式} = 1.55\% / 2 \times 52.3\% = 0.405\%(r)$$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出(I= E+F+G+H または B×t)
4. 小計額(J)を算出。
5. 消費税(K)を算出。
6. 合計(L)を算出し、見積金額として計上。